

春日井市 民間建築物 吹付けアスベスト対策事業の概要

補 助 対 象

吹付け仕上げ塗材については、補助の対象となりません。
解体を予定している建築物については、除去等工事の補助は対象となりません。
補助対象となる分析調査、除去等工事には、「建築物石綿含有建材調査者」の関与が必要です。

●分析調査

市内に存する建築物に施工されているアスベスト含有のおそれのある吹付け建材（吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けひる石、吹付けパーライト等）のアスベスト含有の有無の調査※

※ 厚生労働省「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号厚生労働省労働基準局長通達）により示された分析方法による調査（定性分析及び定量分析が対象となります）

●除去等工事

市内に存する建築物に吹付けられたアスベスト等（吹付けアスベスト、アスベストが 0.1%を超えて含有する吹付けロックウール）の除去、封じ込め、囲い込みの工事

補 助 対 象 者

対象建築物の所有者もしくは管理者

補助金の交付額

- 分析調査 : 調査に要する費用の額以内かつ上限 25 万円
- 除去等工事 : 工事に要する費用の 3 分の 2 以内かつ上限 180 万円

※ いずれも千円未満は切り捨て

事 前 相 談

補助対象範囲等の確認のため、事前相談が必要です。
事前相談の際は平面図、現況写真を提出してください。
また、除去等工事の事前相談の場合は、アスベスト分析調査結果報告書を併せて添付してください。

補 足 事 項

- ・当該補助事業以外の補助金等の交付を受けている分析調査や除去等工事は、補助を受けることはできません。
- ・補助申請は、建築基準法施行令第1条第1号の「敷地」単位とします。（用途上不可分の関係にある複数の建物は1の申請とします。）
- ・同一敷地内での補助申請は、分析調査・除去等工事それぞれ1回のみとします。
- ・既に分析調査や除去等工事を行ったものは、補助を受けることはできません。また、「補助金交付決定通知」を受ける前に分析調査や除去等工事の契約及び着手することはできません。
- ・分析調査の委託者を決める際は、2者以上の見積もりを取得してください。
- ・除去等工事の施工者を決める際は、3者以上の見積もりを取得してください。

補助金交付手続き

「補助金交付申請書」に次の書類を添えて提出してください。

●分析調査

- ・建物の登記事項証明書等（建物の所有者であることを証する書類）
- ・区分所有建物の場合は、区分所有者の合意がある旨の書類
- ・確認済証、検査済証の写し等（建物の建築年月日及び用途がわかる書類）
- ・建築物石綿含有建材調査者による分析調査が行える分析機関2者以上の見積書（分析方法及び対象の建材の種類と数量を示したもので、事業者の記名及び押印のあるもの）
- ・建築物の案内図、配置図、各階平面図等（調査対象位置を示す図）
- ・市税の滞納のない証明書
- ・当該事業に関与する建築物石綿含有建材調査者の資格証の写し

●除去等工事

- ・建物の登記事項証明書等（建物の所有者であることを証する書類）
- ・区分所有建物の場合は、区分所有者の合意がある旨の書類
- ・確認済証、検査済証の写し等（建物の建築年月日及び用途がわかる書類）
- ・分析調査報告書の写し（アスベストが吹付けられていることを証する書類）
- ・建築物石綿含有建材調査者が事業計画の策定等を行うとともに、その計画に基づく現場体制に基づき除去等工事を実施する施工業者3者以上の見積書又は積算根拠（事業者の記名及び押印のあるもの）
- ・建築物の案内図、配置図、各階平面図等（除去等工事範囲を示す図）
- ・市税の滞納のない証明書
- ・当該事業に関与する建築物石綿含有建材調査者の資格証の写し
- ・当面の間、建物を解体しない旨の誓約書

着手したら

着手届に次の書類を添えて提出してください。

- ・請負契約書の写し
- ・着手箇所ごとの着手前の写真と着手の状態が確認できる写真

補助金の交付決定を受けた日から、分析調査にあつては 30 日以内、除去等工事にあつては 90 日以内に事業を完了してください。

分析調査、除去等工事が完了したら

「完了実績報告書」に次の書類を添え、事業完了の日から 30 日以内又は事業を実施する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出してください。

●分析調査

- ・分析機関の分析調査結果報告書
- ・分析調査に要した費用の領収書の写し

●除去等工事

- ・施工業者が発行した除却等結果報告書
- ・工事完了写真
- ・除去等工事に要した費用の領収書の写し

工事の際は届出が必要

アスベスト除去等工事を行う場合は、工事の事前事後に飛散防止措置等の対応や各関係法令に基づく届出等が必要になります。詳細は、各担当部署にお問い合わせください。

内 容	問い合わせ窓口
アスベスト除去作業計画等の届出 (労働安全衛生法・石綿障害予防規則)	名古屋北労働基準監督署安全衛生課 電話 052-961-8654
アスベスト作業実施届 (大気汚染防止法)	尾張県民事務所環境保全課 電話 052-961-7255
廃アスベストの処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	愛知県環境局資源循環推進課 電話 052-954-6235
解体等の届出 (建設リサイクル法)	春日井市まちづくり推進部建築指導課 電話 0568-85-6324